

## 医療提供体制設備整備補助金交付要綱

(趣旨)

第1 この要綱は、第7次長野県保健医療計画に基づく医療提供施設の整備等による患者の療養環境の改善、医療従事者の養给力の充実及び職場環境の改善等を図るため、予算の範囲内で補助金を交付することについて、補助金等交付規則（昭和34年長野県規則第9号。以下「規則」という。）に定めのあるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(交付対象事業)

第2 この補助金は、次の事業を交付の対象とする。

(1) 休日夜間急患センター設備整備事業

昭和52年7月6日付け医発第692号厚生省医務局長通知「救急医療対策の整備事業について」（以下「救急医療対策事業実施要綱」という。）に基づく休日夜間急患センター設備整備事業

(2) 小児初期救急センター設備整備事業

「救急医療対策事業実施要綱」に基づく小児初期救急センター設備整備事業

(3) 病院群輪番制病院設備整備事業

「救急医療対策事業実施要綱」に基づく病院群輪番制病院設備整備事業

(4) 共同利用型病院設備整備事業

「救急医療対策事業実施要綱」に基づく共同利用型病院設備整備事業

(5) 救命救急センター設備整備事業

「救急医療対策事業実施要綱」に基づく救命救急センター設備整備事業

(6) 高度救命救急センター設備整備事業

「救急医療対策事業実施要綱」に基づく高度救命救急センター設備整備事業

(7) 小児救急医療拠点病院設備整備事業

「救急医療対策事業実施要綱」に基づく小児救急医療拠点病院設備整備事業

(8) 小児集中治療室設備整備事業

「救急医療対策事業実施要綱」に基づく小児集中治療室設備整備事業

(9) 小児救急遠隔医療設備整備事業

平成13年4月26日付け医政発第484号厚生労働省医政局長通知「地域医療の充実のための遠隔医療補助事業の実施について」に基づく遠隔医療設備整備事業（小児救急医療に係るものに限る。）

(10) 小児医療施設設備整備事業

平成21年3月30日付け医政発第0330011号厚生労働省医政局長通知「周産期医療対策等事業の実施について」（以下「周産期医療対策事業等実施要綱」という。）に基づく小児医療施設設備整備事業

(11) 周産期医療施設設備整備事業

「周産期医療対策事業等実施要綱」に基づく周産期医療施設設備整備事業

(12) 地域療育支援施設設備整備事業

「周産期医療対策事業等実施要綱」に基づく地域療育支援施設設備整備事業

- (13) 共同利用施設設備整備事業  
昭和59年10月25日付け健政発第263号厚生省健康政策局長通知「共同利用施設及び地域医療研修センターの整備について」に基づく共同利用施設設備整備事業  
ア 公的医療機関等による共同利用施設  
イ 地域医療支援病院の共同利用部門
- (14) 基幹災害拠点病院設備整備事業  
平成21年3月30日付け医政発第0330007号厚生労働省医政局長通知「災害医療対策事業等の実施について」（以下「災害医療対策事業等実施要綱」という。）に基づく基幹災害拠点病院設備整備事業
- (15) 地域災害拠点病院設備整備事業  
「災害医療対策事業等実施要綱」に基づく地域災害拠点病院設備整備事業
- (16) NBC災害・テロ対策設備整備事業  
「災害医療対策事業等実施要綱」に基づくNBC災害・テロ対策設備整備事業
- (17) 災害拠点精神科病院等設備等整備事業  
「災害医療対策事業等実施要綱」に基づく災害拠点精神科病院等設備等整備事業
- (18) 医療施設非常用通信設備整備事業  
「災害医療対策事業等実施要綱」に基づく医療施設非常用通信設備整備事業
- (19) 医学的リハビリテーション施設設備整備事業  
リハビリテーション施設の設備整備事業
- (20) 人工腎臓装置不足地域設備整備事業  
昭和59年9月21日付け健医発第339号厚生省保健医療局長通知「人工腎臓装置の不足地域における整備について」に基づく人工腎臓装置不足地域設備整備事業
- (21) HLA検査センター設備整備事業  
平成8年5月10日付け健医発第603号厚生省保健医療局長通知「HLA検査センターの設備整備事業について」に基づくHLA検査センター設備整備事業
- (22) 院内感染対策設備整備事業  
平成21年3月30日付け医政発第0330009号厚生労働省医政局長通知「院内感染対策事業の実施について」に基づく院内感染対策設備整備事業
- (23) 内視鏡訓練施設設備整備事業  
平成17年3月25日付け医政発第0325009号厚生労働省医政局長通知「内視鏡訓練施設整備事業の実施について」に基づく内視鏡訓練施設設備整備事業
- (24) 医療機関アクセス支援車整備事業  
平成20年4月25日付け医政発第0425004号厚生労働省医政局長通知「医療機関アクセス支援車整備事業の実施について」に基づく医療機関アクセス支援車整備事業

(補助事業者)

第3 第2の交付対象事業を実施できる者は、別表1の第1欄に掲げる事業区分ごとに、第2欄に掲げる者（以下「補助事業者」という。）とする。

別表 1

1 事業区分	2 事業者
(1) 休日夜間急患センター設備整備事業 (2) 小児初期救急センター設備整備事業 (3) 病院群輪番制病院設備整備事業 (4) 共同利用型病院設備整備事業 (5) 救命救急センター設備整備事業 (6) 高度救命救急センター設備整備事業 (7) 小児救急医療拠点病院設備整備事業 (10) 小児医療施設設備整備事業 (11) 周産期医療施設設備整備事業 (12) 地域療育支援施設設備整備事業 (13) 共同利用施設設備整備事業のうち、公的医療機関等による共同利用施設に係る事業 (14) 基幹災害拠点病院設備整備事業 (15) 地域災害拠点病院設備整備事業 (18) 医療施設非常用通信設備整備事業 (20) 人工腎臓装置不足地域設備整備事業 (21) H L A検査センター設備整備事業 (22) 院内感染対策設備整備事業 (23) 内視鏡訓練施設設備整備事業	(1) 日本赤十字社、長野県厚生農業協同組合連合会（以下「公的団体」という。） (2) 知事が適当と認める者（注）
(8) 小児集中治療室設備整備事業 (9) 小児救急遠隔医療設備整備事業 (13) 共同利用施設設備整備事業のうち、地域医療支援病院の共同利用部門に係る事業 (16) N B C災害・テロ対策設備整備事業 (17) 災害拠点精神科病院等設備等整備事業	地方公共団体、地方独立行政法人、公的団体及び知事が適当と認める者
(19) 医学的リハビリテーション施設設備整備事業	公的団体
(24) 医療機関アクセス支援車整備事業	市町村

（注）地方公共団体、地方独立行政法人及び公的団体を除く。なお、独立行政法人、国立大学法人等を事業者とする場合には、必要に応じてあらかじめ総務大臣に協議し、その同意を得ること。

（間接補助事業）

第4 市町村が補助する第2の(3)の事業に限り、この補助金を、市町村を經由して補助事業者に交付することができる。

（交付額の算定方法）

第5 この補助金の交付額は、次により算出された額とする。ただし、算出された額に1, 0 0

0円未満の端数が生じた場合には、これを切り捨てるものとする。また、1か所または1品につき算出された額が、別表2の第5欄に定める下限額に満たない場合には、交付決定を行わないものとする。

- (1) 別表2の第2欄に定める基準額と、第3欄に定める対象経費の実支出額とを比較して少ない方の額を選定する。
- (2) (1)にかかわらず、市町村が補助する第2の(3)の事業については、別表2の第2欄に定める基準額、第3欄に定める対象経費の実支出額及び市町村が補助する額を比較して最も少ない額を選定する。
- (3) (1)又は(2)により選定された額の合計額と、総事業費から寄附金その他の収入額を控除した額とを比較して少ない方の額を交付算定基礎額とする。
- (4) (3)の交付算定基礎額に別表2の第4欄に掲げる補助率を乗じて得た額を交付額とする。

別表2

1 区分	2 基準額	3 対象経費	4 補助率	5 下限額
(1) 休日 夜間急患 センター 設備整備 事業	(1) 人口10万人以上の場合 1か所当たり 4,400千円 (ただし、医師が常時3人以上勤務するセンターについては、11,000千円を限度とする。) (2) 人口5万人以上10万人未満の場合 1か所当たり 3,300千円 (ただし、医師が常時3人以上勤務するセンターについては、8,250千円を限度とする。)	休日夜間急患センターとして必要な医療機器等の購入費	3分の2 以内	1品につき 66千円
(2) 小児 初期救急 センター 設備整備 事業	1か所当たり 11,000千円	小児初期救急センターとして必要な医療機器の購入費	3分の2 以内	1品につき 66千円
(3) 病院 群輪番制 病院設備 整備事業	1 医療機器 次の(1)から(3)により算出された額の合計額とする。 (1) 医療機器 ((2)及び(3)に掲げるものを除く。)	病院群輪番制病院として必要な医療機器又は心臓病及び脳卒中の重症救急患者の治療等に必要専用医療機器の購入費	3分の2 以内	1品につき 200千円(医療機器に限る。)

	<p>1 か所当たり 22,000 千円 (ただし、特別に必要ながある場合は、110,000 千円を限度とする。)</p> <p>(2) 心臓病専用医療機器 1 か所当たり 6,285 千円</p> <p>(3) 脳卒中専用医療機器 1 か所当たり 6,285 千円</p>			
	<p>2 心電図受信装置 1 か所当たり 2,774 千円</p>	心電図受信装置の購入費		
(4) 共同 利用型病 院設備整 備事業	<p>1 医療機器 次の(1)から(3)により算出された額の合計額とする。</p> <p>(1) 医療機器 ((2)及び(3)に掲げるものを除く。) 1 か所当たり 22,000 千円 (ただし、特別に必要ながある場合は、110,000 千円を限度とする。)</p> <p>(2) 心臓病専用医療機器 1 か所当たり 6,285 千円</p> <p>(3) 脳卒中専用医療機器 1 か所当たり 6,285 千円</p>	共同利用型病院として必要な医療機器又は心臓病及び脳卒中の重症救急患者の治療等に必要な専用医療機器の購入費	3 分の 2 以内	1 品につき 200 千円(医療機器に限る。)
	<p>2 心電図受信装置 1 か所当たり 2,774 千円</p>	心電図受信装置の購入費		
(5) 救命 救急セン ター設備 整備事業	<p>1 医療機器 次の(1)から(5)により算出された額の合計額とする。</p> <p>(1) 医療機器 ((2)から(5)に掲げるものを除く。)</p>	救命救急センターとして必要な医療機器及び重症熱傷患者用備品等の購入費	3 分の 2 以内	1 品につき 200 千円(医療機器に限る。)

	<p>1 か所当たり 256,300 千円 (ただし、30 床未満の場合は、1 床当たり 8,470 千円を減額し、重症熱傷医療を行う場合は、1 か所当たり 44,000 千円を加算することができる。)</p> <p>(2) 心臓病専用医療機器 1 か所当たり 62,856 千円</p> <p>(3) 脳卒中専用医療機器 1 か所当たり 62,856 千円</p> <p>(4) 小児救急専用医療機器 1 か所当たり 62,856 千円</p> <p>(5) 重症外傷専用医療機器 1 か所当たり 62,856 千円</p>			
	<p>2 ドクターカー 1 か所当たり 58,737 千円</p>	ドクターカー及びドクターカーに搭載する医療機器等の購入費		
	<p>3 心電図受信装置 1 か所当たり 2,774 千円</p>	心電図受信装置の購入費		
	<p>4 無線装置 1 か所当たり 1,100 千円</p>	「救急医療対策事業実施要綱」の第6により配備するドクターヘリとの通信に必要な無線装置の購入費		
(6) 高度救命救急センター設備整備事業	<p>(1) 広範囲熱傷用医療機器 1 か所当たり 88,000 千円</p> <p>(2) 指肢切断用医療機器 1 か所当たり 8,542 千円</p> <p>(3) 急性中毒用医療機器 1 か所当たり 32,039 千円</p>	高度救命救急センターとして必要な広範囲熱傷、指肢切断、急性中毒等の特殊疾病患者用医療機器購入費	3分の2以内	1品につき200千円

(7) 小児救急医療拠点病院設備整備事業	1 か所当たり 22,000 千円	小児救急医療拠点病院として必要な医療機器の購入費	3 分の 2 以内	1 品につき 200 千円
(8) 小児集中治療室設備整備事業	1 か所当たり 11,550 千円	小児集中治療室として必要な医療機器等の購入費	3 分の 1 以内(ただし、知事が特に必要と認める場合は、3 分の 2 以内)	1 品につき 100 千円 (ただし、知事が特に必要と認める場合には、1 品につき 200 千円)
(9) 小児救急遠隔医療設備整備事業	(1) 支援側医療機関 1 か所当たり 25,073 千円 (2) 依頼側医療機関 1 か所当たり ア 病院 29,159 千円 イ 診療所 23,104 千円 (ただし、支援側、依頼側のいずれか一方が他方を含む整備を行い、かつ、他方に機器を貸与する場合は、(1)と(2)の合計額とすることができる。)	遠隔医療の実施に必要なテレパソロジー、テレラジオロジー、テレビ電話等コンピュータ及び付属機器等の購入費	4 分の 3 以内	
(10) 小児医療施設設備整備事業	1 か所当たり 26,400 千円 (新生児集中治療管理室に必要な医療機器を整備する場合には、9,900 千円に新生児集中治療管理病床 1 床当たり 1,650 千円をそれぞれ加算した額とする。ただし、16,500 千円を限度とする。)	小児医療施設として必要な医療機器等(新生児集中治療管理室に必要な医療機器を含む。)の購入費	3 分の 2 以内	1 品につき 200 千円
(11) 周産期医療施設設備整備事業	1 医療機器 1 か所当たり 31,975 千円	周産期医療施設として必要な医療機器等(母体・胎児集中治療管理室に必要な医療機器を含む。)の購入費	3 分の 2 以内	1 品につき 200 千円(医療機器に限る。)

	2 ドクターカー 1 か所当たり 32,039 千円	ドクターカー及びドクターカーに搭載する医療機器等の購入費		
(12) 地域療育支援施設設備整備事業	1 か所当たり 3,300 千円×病床数(※ただし10床分を限度とする)	地域療育支援施設として必要な医療機器等の購入費	2分の1以内(ただし、知事が特に必要と認める場合は、2分の2以内)	1品につき100千円(ただし、知事が特に必要と認める場合には、1品につき200千円)
(13) 共同利用施設設備整備事業	1 か所当たり 220,000 千円	共同利用施設又は地域医療支援病院として必要な共同利用高額医療機器の購入費	3分の1以内(ただし、地域医療支援病院における共同利用部門設備整備事業にあつては3分の2以内)	1品につき2,000千円(ただし、地域医療支援病院における共同利用部門設備整備事業に限る。)
(14) 基幹災害拠点病院設備整備事業	1 か所当たり 32,039 千円	基幹災害拠点病院として必要な医療機器等の購入費	3分の2以内	1か所につき200千円
	1 か所当たり 31,865 千円 (ただし、外部給電器を購入する場合は、2,200千円加算する。)	緊急車輛(緊急車輛に常備する携行式の応急用医療資器材、テント、発電機等設備及び外部給電器を含む。)の購入費	3分の1以内	
(15) 地域災害拠点病院設備整備事業	1 か所当たり 19,224 千円	地域災害拠点病院として必要な医療機器等の購入費	3分の2以内	1か所につき200千円
	1 か所当たり 31,865 千円 (ただし、外部給電器を購入する場合は、2,200千円加算する。)	緊急車輛(緊急車輛に常備する携行式の応急用医療資器材、テント、発電機等設備及び外部給電器を含む。)の購入費	3分の1以内	

(16) N B C 災害・テロ対策設備整備事業	1 か所当たり 33,762 千円	N B C 災害及びテロ発生時における災害・救急医療提供体制整備に必要な医療機器等の購入費	10 分の 10 以内	
(17) 災害拠点精神科病院等設備等整備事業	1 か所当たり 8,676 千円	災害拠点精神科病院及び D P A T 先遣隊を有する病院として必要な広域災害・救急医療情報システム端末等の購入費	3 分の 2 以内	1 か所につき 200 千円
(18) 医療施設非常用通信設備整備事業	1 か所当たり 741 千円	災害時における通信手段の確保を図るために必要な通信設備の購入費	3 分の 1 以内	1 か所につき 33 千円
(19) 医学的リハビリテーション施設設備整備事業	1 か所当たり 10,800 千円	医学的リハビリテーション施設として必要な医療機器の購入費	3 分の 1 以内	1 品につき 33 千円
(20) 人工腎臓装置不足地域設備整備事業	1 か所当たり (1) 多人数用 14,080 千円 (2) 単身用 7,150 千円	人工腎臓装置の購入費	3 分の 1 以内	1 品につき 100 千円
(21) H L A 検査センター設備整備事業	1 か所当たり 22,000 千円	組織適合検査に必要な検査機器、臓器保存器の購入費	2 分の 1 以内	1 品につき 100 千円
(22) 院内感染対策設備整備事業	病院の医療法上の総許可病床数が以下の場合 1 か所当たり (1) 50 床未満 1,066 千円 (2) 50 床以上 100 床未満 1,386 千円 (3) 100 床以上 200 床未満 2,243 千円 (4) 200 床以上 300 床未満	病院の院内感染の拡大防止に必要な自動手指消毒器の初度購入費	3 分の 2 以内	1 品につき 66 千円

	3,416 千円 (5) 300 床以上 4,590 千円			
(23) 内視鏡訓練施設設備整備事業	1 か所当たり 220,000 千円	内視鏡手術の研修に必要な手術台、麻酔器、无影燈、スコープ、光源装置等の購入費	10 分の 10 以内	
(24) 医療機関アクセス支援車整備事業	1 マイクロバス 1 台当たり 2,828 千円	医療機関の所在する地域へ運行されるマイクロバスの購入費	3 分の 2 以内	1 品につき 66 千円
	2 ワゴン車等 1 台当たり 1,474 千円	医療機関の所在する地域へ運行されるワゴン車等の購入費		

(交付の条件)

第 6 次に掲げる事項は、補助金の交付の条件とする。

- (1) 補助事業に要する経費の配分を変更しようとするとき（その事業費総額の 20% を超える変更をしようとするときに限る。）は、速やかに知事に報告し、その承認を受けること。
- (2) 補助事業の内容を変更（軽微な変更を除く。）する場合には、知事の承認を受けること。
- (3) 補助事業を中止し又は廃止しようとする場合には、速やかに知事に報告し、その承認を受けること。
- (4) 補助事業が予定期間内に完了しない場合又は補助事業の遂行が困難となった場合には、速やかに知事に報告し、その承認を受けること。
- (5) 知事の承認を受けて財産を処分することにより収入があった場合には、その収入の全部又は一部を県に納入させることがある。
- (6) 補助事業により取得し、又は効用の増加した財産については、補助事業完了後においても善良な管理者の注意をもって管理するとともに、その効率的な運用を図らなければならない。
- (7) 補助事業により取得し、又は効用の増加した価格が単価 50 万円（民間団体にあつては 30 万円）以上の機械、器具及びその他の財産については、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令第 14 条第 1 項第 2 号の規定により厚生労働大臣が別に定める期間を経過するまで、知事の承認を受けないでこの補助金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、担保に供し、又は廃棄してはならない。
- (8) 補助事業者が市町村である場合は、補助金と補助事業に係る予算及び決算との関係を明らかにした調書を作成し、これを補助金の額の確定の日（補助事業の中止又は廃止の承認を受けた場合には、その承認を受けた日）の属する年度の終了後 5 年間保管しておかななければならない。ただし、事業により取得し、又は効用の増加した価格が単価 50 万円以上の機械、器具及びその他の財産がある場合は、前期の期間を経過後、当該財産の財産処分が完了する日、又は補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令第 14 条第 1 項第 2 号の規定により厚生労働大臣が別に定める期間を経過する日のいずれか遅い日まで保管しておかななければならない。
- (9) 補助事業者が市町村以外の者である場合は、補助事業に係る収入及び支出を明らかにした

帳簿を備え、当該収入及び支出について証拠書類を整理し、当該帳簿及び証拠書類を補助金の額の確定の日（補助事業の中止又は廃止の承認を受けた場合には、その承認を受けた日）の属する年度の終了後5年間保管しておかなければならない。ただし、事業により取得し、又は効用の増加した価格が単価30万円以上の機械、器具及びその他の財産がある場合は、前期の期間を経過後、当該財産の財産処分が完了する日、又は補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令第14条第1項第2号の規定により厚生労働大臣が別に定める期間を経過する日のいずれか遅い日まで保管しておかなければならない。

(10) 補助事業完了後に、消費税及び地方消費税の申告により補助金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額が確定した場合（仕入控除税額が0円の場合を含む。）は、消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額報告書により速やかに、遅くとも補助事業完了日の属する年度の翌年度3月31日までに知事に報告しなければならない。

なお、補助事業者が全国的に事業を展開する組織の支部（又は一支社、一支所等）であって、自ら消費税及び地方消費税の申告を行わず、本部（又は本社、本所等）で消費税及び地方消費税の申告を行っている場合は、本部の課税売上割合等の申告内容に基づき報告を行うこと。

また、補助金に係る仕入控除税額があることが確定した場合には、当該仕入控除税額を県に納入しなければならない。

(11) 市町村以外の者が補助事業を行うために締結する契約については、一般競争入札に付するなど県が行う契約手続の取扱いに準拠しなければならない。

(12) この補助金に係る対象経費を重複して、他の補助金等の交付を受けてはならない。

(13) 市町村が補助する第2の(3)の事業（以下「間接補助事業」という。）については、市町村は、間接補助事業に係る補助金（以下「間接補助金」という。）について、県から概算払による交付を受けた場合には、当該間接補助金に相当する額を遅滞なく間接補助事業を行う者（以下「間接補助事業者」という。）に交付しなければならない。

(14) 間接補助事業については、市町村は、間接補助金を交付する場合には、間接補助事業者に対し、(1)から(7)及び(9)から(12)の条件を付さなければならない。

この場合において、これらの条件中「補助事業」とあるのは「間接補助事業」と、「補助金」とあるのは「間接補助金」と、「補助事業者」とあるのは「間接補助事業者」と、「知事」とあるのは「市町村長」と、「県」とあるのは「市町村」と読み替えるものとする。

(15) 間接補助事業については、(14)により付した条件に基づき市町村長が承認又は指示する場合は、あらかじめ知事の承認又は指示を受けなければならない。

(16) 間接補助事業については、(14)により付した条件に基づき、市町村に財産処分による収入又は間接補助金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額の全部又は一部の納付があった場合には、その納付額の全部又は一部を県に納入させることがある。

(交付申請)

第7 規則第3条に規定する申請書は、医療提供体制設備整備補助金交付申請書によるものとする。

2 前項の書類の提出期限は、別に定める。

(変更申請等)

第8 第6に規定する報告又は承認は、別に定める書類を知事に提出して行うものとする。

(軽微な変更の範囲)

第9 第6第2号に規定する軽微な変更とは、補助金額の増額を伴わず、かつ次に掲げるいずれかの変更をいう。

(1) 事業内容の著しい変更とならない場合

(2) 補助対象経費の20%以内で増額又は減額する場合

(3) 事業内容に変更が無く、入札減などやむを得ない事由により補助金額を20%の範囲内で減額する場合

(事前着手)

第10 交付対象事業は、交付決定前に着手することはできないものとする。ただし、知事がやむを得ない事由があると認めた場合は、この限りでない。

2 補助金の交付を受けようとする事業者が、前項ただし書きに該当する場合には、別に定める事前着手届を知事へ提出するものとする。

(実績報告)

第11 補助事業者は、補助事業の完了した日から起算して30日以内又は補助金の交付決定のあった日の属する年度の3月31日のいずれか早い日までに別に定める事業実績報告書を知事に提出するものとする。

(交付請求)

第12 補助事業者は、補助金の交付（概算払を含む。）を請求しようとするときは、医療提供体制設備整備補助金交付請求書を知事に提出するものとする。

(申請書等の様式)

第13 この要綱に規定する申請書等の様式及び書類の提出部数は、別に定める。

(その他)

第14 この要綱に定めるもののほか、補助金の交付に必要な事項は、別に定める。

附 則（平成19年3月16日18医政第401号）

1 この要綱は、平成18年度の補助金から適用する。

附 則（平成21年1月26日一部改正20医政第727号）

この要綱は、平成20年度の補助金から適用する。

附 則（平成22年8月20日22医第253号）

この要綱は、平成22年4月1日から適用する。

附 則（平成23年8月19日23医第206号）

この要綱は、平成23年4月1日から適用する。

附 則（平成24年8月31日24医第238号）

この要綱は、平成24年4月1日から適用する。

附 則（平成25年7月5日25医第179号）

この要綱は、平成25年4月1日から適用する。

附 則（平成26年7月8日26医第228号）

この要綱は、平成26年4月1日から適用する。

附 則（平成27年8月26日27医第328号）

この要綱は、平成27年4月1日から適用する。

附 則（平成29年8月29日29医第326号）

この要綱は、平成29年4月1日から適用する。

附 則（平成30年8月23日30医第209号）

この要綱は、平成30年4月1日から適用する。

附 則（令和元年8月8日元医第283号）

この要綱は、平成31年4月1日から適用する。

附 則（令和2年12月22日2医第396号）

この要綱は、令和2年4月1日から適用する。

附 則（令和3年3月16日2医第559号）

この要綱は、令和3年4月1日から適用する。

附 則（令和3年10月12日3医第322号）

この要綱は、令和3年4月1日から適用する。